

政務調査費マニュアル（案）

平成 21 年 1 1 月

三 豊 市 議 会

I 政務調査費の概要

1 政務調査費とは

政務調査費は、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権・自己責任が拡大するなかで、地方議会が住民の負託に応え、より積極的・効果的な議会活動を行うことが求められてきていることなどを背景に、地方自治法の一部改正（平成12年5月）がなされ、条例により、地方議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議員に交付されるものである。

よって、三豊市議会政務調査費は、地方自治法第100条第14項・15項及び三豊市議会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、三豊市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として議員に交付されるものである。

議員は、交付された政務調査費を規則に定める使途基準により使用するものであり、市政に関する調査研究に必要な経費以外のものに充ててはならない。

○政務調査費の支出根拠となる法律、条例等

- ・地方自治法第100条第14項・15項
- ・三豊市議会政務調査費の交付に関する条例
- ・三豊市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

2 政務調査費による調査研究活動と議員活動との区分

基本的な考え方

政務調査費による調査研究活動と選挙活動や政党活動等の議員活動は、理論的には区別できるとされている。しかし、理論上これらの活動が区別できると解されても、実務上は区別することが困難である場合が多く問題が生じる。さらに、政務調査費に関する条例や規則において、これらの場合にどのような対処をすべきかについての規定もない。

それゆえ、政務調査費による活動とそれ以外の活動が合理的に区分できる場合は区分し、合理的な区分が困難な場合は、条理上それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を決定するものとする。

II 政務調査費の使途基準

1 政務調査費の使途基準（別表 施行規則第5条関係）

科 目	費 用
1 研究研修費 議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は議員以外の者が開催する研究会若しくは研修会に議員が参加するために要する経費をいう。	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金 (3) 出席者負担金 (4) 会費 (5) 交通費 (6) 宿泊費 (7) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
2 調査旅費 議員が調査研究のために行う先進地調査又は現地調査に要する経費をいう。	(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の調査の実施のために必要な費用
3 資料作成費 議員が行う調査研究の活動のために必要な資料の作成に要する経費をいう。	(1) 印刷製本費 (2) 委託料 (3) 事務用品購入費 (4) 事務機器賃借料 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の資料の作成のために必要な費用
4 資料購入費 議員が行う調査研究の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費をいう。	(1) 図書購入費 (2) 資料等購入費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の図書、資料等の購入のために必要な費用
5 広報費 議員がその調査研究の活動若しくは市の政策について市民に報告し、又は周知するために要する経費をいう。	(1) 広報紙等印刷費 (2) 広報紙等送料 (3) 会場借上げ料 (4) 湯茶代 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用

<p>6 広聴費</p> <p>議員が市政に関し市民からの要望又は意見を聴くための会議、会合等に要する経費をいう。</p>	<p>(1)会場借上げ料</p> <p>(2)印刷費</p> <p>(3)湯茶代</p> <p>(4)前3号に掲げるもののほか、左欄の会議、会合等の実施のために必要な費用</p>
<p>7 人件費</p> <p>議員が行う調査研究の活動を補助する者を雇用するために要する経費をいう。</p>	<p>(1)給料</p> <p>(2)賃金</p> <p>(3)労働保険等保険料</p> <p>(4)前3号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用</p>
<p>8 事務所費</p> <p>議員が行う調査研究の活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費をいう。</p>	<p>(1)賃借料</p> <p>(2)維持管理費</p> <p>(3)備品購入費</p> <p>(4)事務用品購入費</p> <p>(5)事務機器賃借料</p> <p>(6)前各号に掲げるもののほか、左欄の事務所の設置及び管理のために必要な費用</p>
<p>9 その他の経費</p> <p>前各科目に掲げる経費以外の経費であって、議員が行う調査研究の活動に要するものをいう。</p>	<p>左欄の活動に要する費用</p>

2 実費弁償の原則

調査研究活動は議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、調査研究に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とする。

ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）及び宿泊した際の食卓料については、実費の把握が困難であることから、一定の基準（定額）で充当するものとする。

3 政務調査費の充当が不相当である主な経費（参考事例）

調査研究活動以外の活動に要する経費は、政務調査費から支出することはできない。なお、政務調査費から支出できない経費の具体例は次のとおりである。

（使途基準の基本的な考え方）

（1）政党活動経費

- ① 政党活動、県連活動に要する経費
- ② 党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加のための旅費等
- ③ 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）

（2）選挙関係費

- ① 選挙運動及び選挙活動に関する経費
- ② 各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費

（3）後援会活動経費

- ① 後援会活動に要する経費
- ② 後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷・発送に要する経費
- ③ 後援会事務所の設置・維持経費（人件費含む）

（4）その他の経費

- ① 交際費的な経費
- ② 餞別、慶弔、寸志、病氣見舞い、電報、年賀状の購入・印刷代、名刺印刷代等
- ③ レクリエーション大会・各種団体親睦会等に参加する経費
- ④ 飲食費

（5）調査活動に直接必要としない物品等の購入

